令和3年度(2021年度) 事業報告書

1 法人の管理運営

(1)会議等

① 定時総会 · · · 1回開催(6月25日)

② 理事会 ・・・ 3回開催(5月27日、12月13日、3月14日)

③ 監査

ア 会計監査人監査 ・・・ 会計監査人による期中監査及び期末監査を実施

イ 監事監査・・・・ 1 回開催(5月11日)

④ 委員会

ア 運営委員会・・・2回開催(10月25日、2月3日)イ 資産運用委員会・・・2回開催(11月29日、2月28日)

(2)情報公開

各種事業関連情報、財務情報等の運営管理に関する情報を適宜関係者に提供した。また、各種文書類やホームページを活用し、一般社団法人として求められる情報を公開した。

2 退職共済に関する事業

(1)退職共済金等の給付

会員及び事業主から預託を受けた特定資産から、退職共済金、退職返還金及び脱会給付金の給付を適正に実施した。

種別	対象者数	給付額/返還額	備考
			一人あたり平 均 692,359円
① 退職共済金	2,597人	1,798,055,611円	最高 13,040,396円
			最低 27,086円
② 掛金返還金	791人	16,696,100円	
(掛金納付1年未満の退職)	7917	10, 090, 100	
③ 脱会給付金	6人	4, 148, 100円	
(退職を伴わない脱会)	0人	4, 148, 1000	
④ 退職返還金	4人	979,800円	
(非行等を原因とする退職)			
合 計	3,398人	1,819,879,611円	

(2) 資産運用益の配分

会員への配当金額 229,976,486円

(3) 資産運用について

信託銀行への外部委託により資産運用を行った。また、安定的かつ適正な資産運用を図るため、運用方法や資産配分、信託銀行への追加信託等について、資産運用委員会等での検討を行った。

3 慶弔共済金給付事業

会員からの会費及び施設からの負担金等を財源に、会員のための共助事業として慶弔共済金給付事業を行った。

~ <u>~~~</u>	スペーン・・ とうない はい								
	種		別			1件あたりの金額	件数	給付額	
永年	F勤続 会	員とし	て1()年		10,000円	774件	7,740,000円	
会員として20年)年		20,000円	317件	6,340,000円	
会員として30年)年		30,000円	54件	1,620,000円	
会員として40年)年		50,000円	13件	650,000円	
結					婚	20,000円	443件	8,860,000円	
傷	病		入		院	10,000円	252件	2,520,000円	
会	員	の	列	3	亡	50,000円	14件	700,000円	
災	害		被		災	50,000円以内	2件	90,000円	
子	の		誕		生	10,000円	578件	5,780,000円	
子	の小	学	校	入	学	5,000円	507件	2, 535, 000円	
配	偶 者	i O	D	死	t	20,000円	24件	480,000円	
_	親等	親 族	の	死	亡	10,000円	582件	5,820,000円	
			合		Ē	-	3,560件	43, 135, 000円	

4 共助会セミナー

(1)日時・方法

- ① 集合開催:令和4年1月28日(金) 13時30分~16時30分 → 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
- ② 動画視聴:令和4年2月14日(月)~3月4日(金)の間に配信

(2) テーマ

職員が安心して働き続けられる職場環境づくり~「メンタルヘルス対策」と「休職者の復職支援」を考える~

(3)参加者数

88名(全員、動画視聴による参加)

5 その他の福利厚生に関する事業

映画観賞券や観劇等の割引事業等の厚生事業を実施した。(新型コロナウイルス感染状況を考慮した上での実施とした。) また、住宅ローンの金利優遇や職域ローンとの提携、自動車保険や医療保険、宿泊施設等の割引提携、チケット会社との提携等を行った。

【募集事業実績】 ・事業数 4事業(他、中止1事業) ・事業費合計 6,504,300円 ・参加会員数延べ 1,290名 (内、助成額 1,995,650円)

6 福利厚生センター(SOWEL CLUB)に関する事業

社会福祉法人福利厚生センターの事業を受託し、福利厚生センターの会員向けに、旅行や食事クーポン斡旋等の事業を行った。(新型コロナウイルス感染状況を考慮した上での実施とした。)

【募集事業実績】	・事業数 10事業(他、中止1事業)	・事業費合計 31,233,464円
	・参加会員数延べ 2,855名	(内、助成額 12,573,436円)

7 加入促進

未加入施設・団体に対し、加入促進の働きかけを行った。

年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
施設・団体数	870施設・団体	887施設・団体	903施設・団体	896施設・団体	918施設・団体
会 員 数	24, 244人	25, 428人	26, 199人	26,737人	27,510人

8 内部統制システム

本共助会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制等(以下、「内部統制システム」という。)の整備について以下のとおり決定している。2021年度の運用状況の概況は以下のとおりである。

- 1 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 共助会は、公益性に根差した退職共済事業等を行っていくうえで、コンプライアンス態勢の確立に取り組むことを方針とし、 理事等に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。
 - (2) 定款、規程等により理事会等を開催し、理事が迅速に各種の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図る。
 - (3) 監事は理事会に出席するほか、監事監査等を行い、法令もしくは定款に違反するおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるお それがあると認められるときは、直ちに理事に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言をすることとする。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報については、定款、規程等に基づき作成する。記録文書は定められた期間にわたり適時適切に保存・ 管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に関し体制を整備する。
 - (2) 個人情報管理規程等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
 - (3) 事業活動に関するリスクについては、法令や共助会の規程等に基づき、事務局等が管理することを基本とする。
 - (4) リスクの管理については、事務局が行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜調査し、その結果に ついて理事会等に報告する。
 - (5) 共助会の運営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項 を決定する。
 - (6) 非常災害等の発生に備え、情報連絡体制等を定める。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

理事会は、理事等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定款、規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執 行を円滑に進める。

- 5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 理事長は、職員が法令並びに定款及び当共助会の規程を遵守し、倫理観をもって事業活動等を行うことを周知・徹底する。

- (2) 理事長は、職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会等に報告する。理事等は、 当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- 6 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該に関する事項 監事は、共助会の職員の中から監事事務局職員を任命する。
- 7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項 監事事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
- 8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制 監事は、必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、 遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
- 9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

(2021年運用状況)

- ・理事会などの重要な会議の議事録は開催ごとに作成し、適切に管理されており、理事、監事及び権限を付与された職員は、これ らの記録を随時閲覧できる体制をとっている。
- ・運営に重大な影響を及ぼす重要なリスクなどについて、随時理事会などに報告している。
- ・情報連絡体制表を作成している。
- ・コンプライアンス推進として、常時職員等からの報告もしくは相談を受け、不正防止等に関わる教育及び啓発活動を適切に実施 している。
- ・監事への報告は適時に行われており、会計監査人より監査計画書などの説明を受け、情報を共有し効率的な監査を実施している。

附属明細書

記載する重要な事項はございません。